

定例監査の結果（令和 7 年 7 月 31 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和 6 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立総合技術研究所保健環境センター	令和 7 年 6 月 3 日	令和 7 年 5 月 14 日	実地
2	県立総合技術研究所水産海洋技術センター	令和 7 年 5 月 28 日	令和 7 年 5 月 9 日	実地
3	県立三次高等技術専門校	令和 7 年 6 月 13 日	令和 7 年 5 月 27 日	実地
4	県立農業技術大学校	令和 7 年 6 月 11 日	令和 7 年 5 月 23 日	実地
5	県立向原高等学校	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 6 月 6 日	書面
6	県立大門高等学校	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 6 月 5 日	書面
7	県立祇園北高等学校	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 6 月 4 日	書面
8	県立湯来南高等学校	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 5 月 28 日	書面
9	県立広島南特別支援学校	令和 7 年 5 月 13 日	令和 7 年 5 月 13 日	実地
10	県立広島西特別支援学校	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 6 月 13 日	書面

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
11	安佐南警察署	令和7年5月8日	令和7年5月8日	実地
12	佐伯警察署	令和7年7月31日	令和7年5月21日	書面
13	呉警察署	令和7年7月31日	令和7年5月13日	書面
14	尾道警察署	令和7年5月16日	令和7年5月16日	実地
15	三次警察署	令和7年5月20日	令和7年5月20日	実地

4 監査執行者

令和7年6月30日までの監査執行者は、次の4人である。

小林 秀矩、山下 智之、門前 智、三田 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所保健環境センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 公衆衛生の確保及び生活環境の保全、保有技術から産業技術振興のための応用技術の開発
- イ 所在地 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
- ウ 組織体制 3 部（総務企画部、保健研究部、環境研究部）
- エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 37 人（うち暫定再任用職員数 2 人）
会計年度任用職員数 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立総合技術研究所水産海洋技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 広島かき等、養殖業の発展のための技術開発
海洋生物資源の持続的利用を図るための管理・培養技術の開発
海洋環境の保全・創造のための環境修復技術の開発
海・川を一体化した試験研究の推進
- イ 所在地 呉市音戸町波多見六丁目 21-1
- ウ 組織体制 3 部（総務部、技術支援部、水産研究部）
- エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 20 人（うち暫定再任用職員数 1 人）
会計年度任用職員数 13 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	ルームエアコン 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

3 県立三次高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 三次市十日市南六丁目 14 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 12 人（うち暫定再任用職員数 0 人）
会計年度任用職員数 11 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 6 年度）

(ア) 施設内訓練

科 名	訓練 課程	訓練 期間	定員	応募 者数	入校 者数	修了 者数	就職 者数
自動車整備科(1年)	普通	2年	20	11	10	6	—
自動車整備科(2年)			20	18	11	11	11
溶接加工科	普通	1年	10	9	8	8	8
	短期			0	0	0	0
建築科	普通	1年	10	4	4	4	4
	短期			2	2	1	1
介護サービス科(前期)	短期	6か月	20	10	10	9	8
介護サービス科(後期)	短期	6か月	20	4	4	4	1
合 計			100	58	49	43	33

注：自動車整備科 1 年の修了者数及び 2 年の入校者数は、進級者数。

(イ) 在職者訓練

訓練科（専攻科目）	訓練期間	定員	受講者数	修了者数
自動車整備科 （建設機械整備技能検定受験対策）	2 日	20	8	8
溶接加工科 （JIS 溶接検定受験対策講習Ⅰ）	2 日	10	4	2
溶接加工科 （JIS 溶接検定受験対策講習Ⅱ）	2 日	10	6	4

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約に係る事務処理について

次の工事請負契約において、検査職員として指名した者を、監督員として指名していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立三次高等技術専門校溶接加工科棟ルーバー設置工事（南側・西側） （令和 5 年度） 広島県立三次高等技術専門校溶接加工科棟ルーバー設置工事（北側） （令和 6 年度）
根 拠	広島県契約規則第 8 条

4 県立農業技術大学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 農業後継者たる青少年、農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす者に対する、農業に関する実践的な教育及び研修の実施

イ 所在地 庄原市是松町 55-1

ウ 組織体制 2 課（総務課、教務課）

エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

現員 18 人（うち暫定再任用職員数 2 人）

会計年度任用職員数 16 人

オ 学生の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分		定 員	在籍者		
教育課程	専攻コース		1 年	2 年	合 計
園芸課程	野菜・花きコース	80	16	17	33
	落葉果樹コース		2	7	9
畜産課程	肉用牛コース		2	5	7
合 計		80	20	29	49

（注）定員は 1 学年につき 40 人。専攻コース別の定員は設けていない。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 県立向原高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 安芸高田市向原町坂丸山 10006 番 1
- ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 15 人 (うち暫定再任用職員数 1 人)
- 会計年度任用職員数 10 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	23	16	12	51
充足率	(%)	57.5	40.0	30.0	42.5
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	3			
進学就職	大学・短大	3 人 (21.4%)			
	専修・各種	5 人 (35.7%)			
	就職	3 人 (21.4%)			
	その他	3 人 (21.4%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約に係る事務処理について

次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	広島県立向原高等学校 武道場及び屋内運動場トイレ美化工事 (令和 6 年度)
根 拠	建設業法 第 24 条の 8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条

6 県立大門高等学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 福山市幕山台三丁目1番1号

ウ 教職員数（令和7年5月1日現在）

本務者数 49人（うち暫定再任用職員数 4人）

会計年度任用職員数 20人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		240	240	240	720
生徒数（人）		230	226	227	683
充足率（％）		95.8	94.2	94.6	94.9
退学者（人）		3（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	227人（89.7％）			
	専修・各種	18人（7.1％）			
	就 職	0人（0.0％）			
	その他	8人（3.2％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 県立祇園北高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 広島市安佐南区祇園八丁目 25 番 1 号
 ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 65 人 (うち暫定再任用職員数 5 人)
 会計年度任用職員数 11 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	320	320	320	960
生徒数	(人)	320	317	292	929
充足率	(%)	100.0	99.1	91.3	96.8
退学者	(人)	0 (0)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	290 人 (93.2%)			
	専修・各種	11 人 (3.5%)			
	就職	2 人 (0.6%)			
	その他	8 人 (2.6%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	広島県立祇園北高等学校 掲揚台更新工事 (令和 6 年度)
根 拠	建設業法 第 24 条の 8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条

8 県立湯来南高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市佐伯区湯来町伏谷 1198
- ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 16 人 (うち暫定再任用職員数 1 人)
- 会計年度任用職員数 11 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		28	20	18	66
充足率 (%)		70.0	50.0	45.0	55.0
退学者 (人)		0 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	4 人 (25.0%)			
	専修・各種	7 人 (43.8%)			
	就 職	4 人 (25.0%)			
	その他	1 人 (6.3%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 県立広島南特別支援学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 聴覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施

イ 所在地 広島市中区吉島東二丁目10番33号

ウ 教職員数（令和7年5月1日現在）

本務者数 53人（うち暫定再任用職員数 4人）

会計年度任用職員数 14人

エ 生徒の状況

部・学年等		幼稚園部				小学部						中学部				高等部				
		3歳	4歳	5歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
児童生徒数 (人)		4	0	1	5	4	2	2	3	3	5	19	7	4	0	11	11	6	6	23
卒業 (人)		—				—						6人				5人				
進学就職	進学	—				—						6人(100.0%)				2人(40.0%)				
	就職	—				—						0人(0.0%)				3人(60.0%)				
	その他	—				—						0人(0.0%)				0人(28.6%)				

（注）・「部・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

・「卒業」、「進学就職」は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立広島西特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している（入院する見込みの者を含む。）児童・生徒に対する教育の実施
- イ 所在地 大竹市玖波四丁目6番10号
- ウ 教職員数（令和7年5月1日現在）
 本務者数 20人（うち暫定再任用職員数 0人）
 会計年度任用職員数 5人
- エ 生徒の状況

部・学年等		小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
児童生徒数 (人)		0	1	0	0	1	2	4	0	1	0	1	1	2	1	4
卒業（人）		—						1人				3人				
進学就職	進 学	—						1人（100.0%）				0人（0.0%）				
	就 職	—						0人（0.0%）				1人（33.3%）				
	その他	—						0人（0.0%）				2人（67.7%）				

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

・「卒業」、「進学就職」の状況は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 安佐南警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 広島市安佐南区西原九丁目3番20号
- ウ 所管区域 広島市安佐南区
- エ 組織体制 9課（警務課、留置管理課、会計課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課）
- オ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 218人（うち暫定再任用職員数 5人）
会計年度任用職員数 7人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はない。

12 佐伯警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 広島市佐伯区倉重一丁目 26 番 1
- ウ 所管区域 広島市佐伯区
- エ 組織体制 8 課（警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- オ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 156 人（うち暫定再任用職員数 3 人）
会計年度任用職員数 3 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 呉警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 呉市西中央二丁目2番4号
- ウ 所管区域 呉市（広警察署の管轄区域を除く。）
- エ 組織体制 8課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課）
- オ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 191人（うち暫定再任用職員数 0人）
会計年度任用職員数 8人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 尾道警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 尾道市新浜1丁目7番34号
- ウ 所管区域 尾道市（一部区域を除く。）
- エ 組織体制 7課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- オ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 164人（うち暫定再任用職員数 3人）
会計年度任用職員数 8人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

公印の管理について

公印の管理において、新調した公印の公印台帳を警察本部総務部総務課長に送付していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県警察公印規程第6条
----	--------------

15 三次警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 三次市十日市中二丁目6番6号
- ウ 所管区域 三次市
- エ 組織体制 7課（警務課、会計課、生活安全課、刑事課、交通課、地域課、警備課）
- オ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 91人（うち暫定再任用職員数 1人）
会計年度任用職員数 3人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。